

土地売買等届出書

大分県知事 殿

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地売買等の契約を締結したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

届出年月日			
市町村名			
区 分	所・地・貸・信・他	単・団	
受付日・受理番号			
処理日・処理番号			

1.契約内容に関する事項

契約年月日		契約の種類	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 信託受益権 ☐ その他[] の ☐ 移転(☐ 設定)		
届出人である権利取得者(譲受人)			契約の相手方(譲渡人)		
氏名(法人名)※1	共有者 外 名	国籍等※2	氏名(法人名)※1	共有者 外 名	
(法人の場合の代表者名)			(法人の場合の代表者名)		
区 分 ☐ 個人 ☐ 法人			区 分 ☐ 個人 ☐ 法人		
譲受人住所※4		☐ 永住者又は特別永住者 ※3 業 種 ☐ 不動産業 ☐ 建設業 ☐ 金融保険業 ☐ 製造業 ☐ 商業 ☐ 運輸業 ☐ その他	譲渡人住所※4		
〒			〒		
電話番号					
担当部署、担当者名等(法人、代理又は仲介の場合のみ記載)					
電話番号					
メールアドレス		[]			

※1 法人の場合は、法人名及び代表者名を記載
※2 法人の場合は、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載
※3 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合(個人に限る)
※4 住所が海外の場合は国内の連絡先を別紙で提出

2.土地に関する事項

所在(市町村名、字及び地番等) 上段:登記簿、下段:住居表示	地目 上段:登記 下段:現況	契約面積 (㎡)	権利の移転等 の態様 ※5	共有持分 割合 ※6	対価の額 (円)	地代※7 (年額・円)
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計 筆 (上記を含む届出に係る土地の総筆数)		合 計			合 計	合 計

注)一筆の土地ごとに記載する。全ての筆を記載できない場合は、別途、上記項目について提出すること
注)契約書の内容から一筆ごとに各項目を記載できない場合は、現況地目ごと等の単位でまとめて記載(その場合でも、全ての筆について地番等の所在を記載)
注)面積、対価の額等を一筆ごと等に記載できない場合は、届出に係るものの合計のみを記載

※5 売買、売買予約、譲渡担保、交換、代物弁済等を記載
※6 共有の場合のみ、届出に係るものを記載
※7 地上権又は賃借権の場合のみ記載

3.土地の利用目的等に関する事項

単団の区分	区域区分等※8	利用目的(用途、工作物の規模等、当該土地の利用計画を可能な限り詳細に記載)	
☐ 単独の届出 ☐ 一団の土地(新規) ☐ 一団の土地(継続) → 前回の届出年月日	☐ 市街化区域 ☐ 非線引きの都市計画区域 用途地域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外		
現在の土地利用の状況			
		一体的利用を図る一団の土地の総面積	(備考)新たな土地利用に必要な個別法の手続状況等
		㎡	☐ 都市計画法 ☐ 農地法 ☐ 森林法 ☐ その他
利用現況の変更 ☐ 有 ☐ 無		(うち、今後追加で買い進める予定の面積)	(手続状況等)
		㎡	

※8 市街化区域及び非線引きの都市計画区域で用途地域が指定されている場合は用途地域を記載

4.土地に存する工作物等に関する事項

有無	種類・概要・規模・使用年数等	工作物等の解体予定
☐ 有		☐ 予定あり ☐ 予定なし
☐ 無		費用負担者 ()
土地の権利と併せた工作物等の権利移転の有無		工作物等の対価の額(税込み)
☐ 所有権 ☐ 賃借権 ☐ 信託受益権		円
☐ 権利移転なし ☐ その他		

5.その他参考となるべき事項

--

地方公共団体使用欄

【市町村記入欄・収受印欄】 ※電子申請の場合は記入不要
市町村受理日
市町村受理番号

【大分県記入欄・収受印欄】
大分県受理日
大分県受理番号

添付書類一覧

#	書類名	部数	要否	書類内容
1	契約書の写し	2部	必須	契約書の写し、又はこれに代わる書類
2	位置図	2部	必須	対象地の位置を明らかにした縮尺5万分の1程度の図面
3	周辺状況図	2部	必須	対象地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の図面
4	形状図	2部	必須	対象地の形状を明らかにした図面（公図、測量図等）
5	委任状	2部	代理人の場合必須	代理人が届出をする場合の委任状
6	別紙筆一覧	2部	不要	土地売買等届出書に全ての筆を記載できない場合 6筆以上、又は現況地目や共有持分割合等の単位にまとめて届出とした場合は必須
7	譲渡人別一覧（別紙2）	2部	譲渡人が複数の場合必須	例外的に「一括届出※」を行う場合で、譲渡人（売主等）が複数あり、土地売買等届出書に記載できない場合は必須 ※一括届出 譲受人が一团の土地を取得するために複数の譲渡人と別々の土地売買等の契約を締結した場合であって、都道府県又は指定都市が個々の事案を勘案し適切と認めるものについては、複数の別々の契約を一枚の届出書にまとめて提出しても差し支えないとするもの。
8	別紙海外居住者	2部	不要	譲受人の住所が国外の場合、国内の連絡先を記載した別紙を提出